

整理番号	22-9	事務事業名	低所得者等利用者負担軽減事業 (その1)	作成部署	保健福祉部介護保険課	電話	内線819	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	石井 潤一郎	課長職名	佐藤 隆	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H12	根拠法令等	介護保険法					
" 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	介護保険での新たな利用者負担の激変緩和のため、国が低所得者対策として実施した補助事業を受け、平成12年度から開始。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第 1 章)
	節	高齢者福祉	(第 5 節)
	施策	在宅福祉サービスの充実	(第 1 施策)
目的 (ここから成果指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)	障がい者の訪問介護利用者	
	意図 (何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	介護保険制度導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、低所得者の障がい者に対する負担軽減により、介護保険サービスの利用促進を図る。	
手段 (ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	平成12年度は、障がい者の他、法施行時の訪問介護利用者は、利用者負担が3%。平成13年10月からは、法施行語の訪問介護利用者は、利用者負担が3%。平成15年7月からは、法施行時または法施行後の訪問介護利用者は、3%から6%に軽減となり、平成16年度で終了。平成17年度からは、障害者の訪問介護利用者のみ、3%軽減の対象。
		17年度	平成17年度からは、障害者の訪問介護利用者に対して継続する。

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	3,803	1,980	1,871	1,632
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	1,268	2,122	624	544
	合計	5,071	4,102	2,495	2,176
人件費 (概算)	人数(年間)	0.07	0.07	0.01	0.01
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	630	630	90	90
総事業費 +	5,701	4,732	2,585	2,266	

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	減額認定者数	169人	160人	37人	37人
	(障害者分)	(34人)	(33人)	(37人)	(37人)
	(高齢者継続分)	(46人)	(41人)		
	(高齢者新規分)	(89人)	(86人)		
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	減額認定者数(代替指標)	169人	160人	37人	37人
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1人当たりコスト	33,733円	29,575円	69,864円	61,243円
	(総事業費 ÷ 減額認定者数)				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	利用者の激変緩和のため国及び市独自の負担軽減については、当初の目的は達成されたと考える。なお、障害者の訪問介護利用者に対する軽減は引き続き実施する。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	市は保険者として公平性を保持し、低所得者のサービス利用の促進を図る必要がある。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	他のサービスと同じく、本人1割負担とするのは基本であるが、利用者負担の激変緩和のため、軽減を行うことは妥当である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	利用者負担の激変緩和のため、行なうことは妥当である。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	軽減件数が増加しており、低所得者も含めた訪問介護全体の利用者及び利用時間が増えてきている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	対象者が高齢のため、更新時の申請・勧奨通知など一部事務負担はあるが、1件あたりのコストは概ね効率的と考える。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	法施行時または法施行後の訪問介護利用者の軽減は、当初の目的のとおり平成16年度で終了となったが、障がい者の訪問介護利用者に対する軽減については、今後も継続して行っていく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	介護保険法試行に伴う、急激な変化を緩和するために本事業は平成12年度から開始され、平成16年度を持って終了する予定であったが、国が障がい者の訪問介護利用者については、本制度を残すこととしたことから、本市においてもその部分については継続することとする。